令和８年第３回鳥取警察署協議会開催状況

開催日時	令和８年９月30日(水)午後１時30分から午後３時30分まで	
開催場所	鳥取警察署	
出席者	委員 (定数17人)	島田会長、播磨副会長、酒嶋委員、岡﨑委員、山根委員、森委員、小谷委員、坂口委員、中村委員、三田委員、福田委員、濵﨑委員　以上12人
	警察	樋口署長、中村副署長、河原地域交通管理官、大口警務課長、戸田地域課長、中谷交通第一課長、西澤警備課長、警務課員、地域課員３人　以上11人

議　事　概　要

１　会長挨拶

全国各地で台風の影響による水害、地震や山火事などの自然災害が発生している中で、協議会としても市民の命を守る一翼を担い、市民生活がより良くなるよう協議を重ねたい。

２　署長挨拶

災害が激甚化しており、当署からも数回にわたり、熊本県に署員を派遣している。本日は、令和８年熊本地震に伴う鳥取県警察からの災害派遣状況について報告させていただく。また、協議事項については雑踏警備の状況について説明させていただくので、御意見をいただきたい。

３　報告事項

警備課長が、令和８年熊本地震に伴う鳥取県警察からの災害派遣状況について報告した後、被災地に派遣された地域課員３人が、それぞれ現地での活動内容、感想等について報告した。

４　協議事項

地域課長が、雑踏警備に関して説明した後、次のとおり協議が行われた。

委員：警察が、各種行事等の雑踏警備をするか否かの基準はあるか。

警察：明確な基準はない。あくまでも主催者側の自主警備が基本であり、警察は主催者に対して必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、雑踏警備を実施する。

委員：けんかやもめごとが発生した場合はどうするのか。

警察：雑踏による事故防止だけではなく、刑事事案やもめごと、迷い子や遺失・拾得物の取扱いも対応する。

委員：けんかやもめごとが発生した場合どこに言えばいいか。

警察：近くの警備員や警察官に伝えていただくか、110番通報をお願いする。

委員：ＤＪポリスは鳥取県警察にもいるか。

警察：鳥取県警察にはいない。今後の課題として検討する。

５　その他の意見要望

委員：８月、９月の梅雨前線や台風により、千葉県や石川県等において大雨被害で車の水没による人的被害や交通障害が発生したが、鳥取市を管轄する警察署として、今後発生する降雨災害に対し、どのような対応を考えているか教示願う。

警察：災害発生時の対応として、「救出救助や行方不明者の捜索、警察災害派遣隊即応部隊の派遣要請等の人命救助活動」、「行政と連携した避難誘導活動」、「信号機滅灯時の対応や冠水、土砂等に関する道路情報を道路管理者と共有し、必要に応じて通行止め、迂回規制措置をとる交通対策活動」を実施する。

委員：人命最優先での対応をお願いする。

委員：自転車の交通違反に対する切符制度が開始されているが、その検挙状況について教示願う。

警察：９月25日現在の暫定値で、鳥取警察署管内では、一時停止違反２件、二人乗り１件、遮断踏切立ち入り１件、携帯電話使用２件の検挙があった。
委員：特に高校生の自転車の通行マナーが悪く、ヘルメットの着用率が悪いように感じるがどうか。
警察：管内のほとんどの高校に警察官を派遣し、自転車の安全利用やヘルメットの着用について交通安全教育を実施している。また、通学時間帯において、自転車通行量の多い場所を選定して広報を実施しているが、警察庁の調査では、鳥取県のヘルメット着用率は半分にも達していないようなので、引き続き広報を実施する。
委員：車両内でのハンズフリーについては違反にならないか。
警察：携帯電話等使用の違反としては、端末を保持しての通話、端末の注視が検挙の対象となっている。したがってハンズフリーは、検挙対象とはならないが、運転中は運転に集中し、道路交通法第70条の安全運転の義務を遵守していただきたい。

６　連絡事項

次回協議会は、12月頃に開催する予定である。